

## 企画提案書作成要領

### 1 提出書類等

(1) 企画提案書は、1提案者につき1提案とすることとし、次の書類を提出すること。

ア 企画提案書(様式1)

〈添付資料〉

(ア) 別紙1業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)4に定める業務を実施するために必要な事業計画書(以下「事業計画書」という。)

(イ) 事業の実施体制を明らかにする書類

(ウ) 見積書(業務の実施に係る費用一式)の明細を算出し、その経費を記載すること。

(エ) 鳥取県及び島根県が賦課徴収する全ての税並びに国が賦課徴収する消費税及び地方消費税について未納がない又は納税義務がない旨の証明書

イ 会社・団体等概要及び事業実績(様式2)

※共同企業体にあつては、共同企業体の構成員ごとに作成すること。

(2) 企画提案書の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 事業計画書については、仕様書4の業務を実施するに当たっての方針(全体のコンセプト)、企画構成内容を明確に記載すること。

イ 見積書については、下記の注意事項に従った見積書を作成すること。

(ア) 宛名は「鳥取県知事 平井伸治」「島根県知事 丸山達也」を併記すること。

(イ) 見積書は、経費内訳が分かる内容であること。

(ウ) 見積書に記載する金額は、原則として、消費税を含めた契約申込金額を記載すること。(消費税不課税、非課税のものを除く。)課税事業者にあつては、内訳として消費税額を記載すること。

### 2 企画提案書等の提出

(1) 提出部数: 正本1部、副本6部。

(2) 提出規格: A4版縦(A3版の折込可)

(3) 提出方法: 以下の提出先に持参又は送付の方法により提出すること。

なお、送付による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱と明記すること。)によること。

#### 【提出先】

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県令和新時代創造本部 女性活躍推進課

電話: 0857-26-7791 ファクシミリ: 0857-26-8196 電子メール: jyosei-katsuyaku@pref.tottori.lg.jp

若しくは

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県政策企画局 女性活躍推進課

電話: 0852-22-5245 ファクシミリ: 0852-22-6155 電子メール: josei-katsuyaku@pref.shimane.lg.jp

提出期限: 令和2年7月15日(水)

### 3 質問の受付

本企画提案に関し、質問がある場合は、令和2年6月12日(金)から同年6月29日(月)午後5時15分までの間に、2の(3)の提出先に、書面又は電子メールにて送付すること。(様式は任意)必ず到着確認の電話をすること。

なお、質問及び回答の内容は、質問者名を伏せて、令和2年7月3日(金)までに以下ホームページに掲載して回答するものとする。また、訪問又は電話による質問は、原則として受け付けないこととする。

・鳥取県令和新時代創造本部女性活躍推進課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/dan.jyo/>)

・島根県政策企画局女性活躍推進課ホームページ([https://www.pref.shimane.lg.jp/josei\\_katsuyaku/](https://www.pref.shimane.lg.jp/josei_katsuyaku/))